

西成病院薬事委員会内規

2014.4 第4版

(組織)

第1条 社会医療法人延山会西成病院に薬事委員会（以下委員会）を設ける。

(目的)

第2条 委員会は病院長の諮問機関で、薬事に関する重要事項を審議し、適正かつ円滑な業務を図ることを目的とする。

(審議内容)

第3条 委員会は、次の事項について審議及び立案を行なうものとする。

1. 院内における薬剤の区分に関する事項
2. 新規採用医薬品に関する事項
3. 削除医薬品に関する事項
4. 臨時購入医薬品に関する事項
5. 在庫医薬品の適切な管理と使用方法の協議に関する事項
6. 院内協定処方および医薬品集に関する事項
7. 医薬品の情報交換および副作用に関する事項
8. その他、薬事の諸問題に関する事項

(委員)

第4条 委員は、以下によって構成される。

- (1) 常勤の医師全て
- (2) 薬局長
- (3) 看護部長
- (4) 事務長

ただし、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員長)

第5条 委員会には委員長をおき、委員長は病院長が決定した委員がこれにあたる。委員長は委員会の議長となり、会務を総括する。

ただし、委員長が出席不可能の場合は、病院長又は薬局長がその職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、原則として隔月偶数月とし、第1木曜日とする。

ただし委員長が必要と認めたときは、臨時の委員を召集することができる。

委員会は、委員の2／3の出席をもって成立する。

議事は、出席者（委任状を含む）の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(記録・保管)

第7条 委員会の審議・審査に関する議事録は、薬局長が作成し事務が保管する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規定は、2005年4月1日から施行する。

2013年6月2日改訂

2013年9月1日改訂（社会医療法人移行）

2014年4月3日改訂